

令和元年6月5日

まちづくり委員会資料

令和元年第3回定例会 専決処分報告の説明

報告第15号

市長専決処分第6項 訴えの提起について

まちづくり局

訴えの提起について

1 被告【家賃滞納者、不正入居者、高額所得者及び無断退去者】

No	区分	被告の氏名	居住の開始
1	家賃滞納者	** ** *	H15. 2. 1
2	家賃滞納者	** ** *	H22. 11. 2
3	家賃滞納者	** ** *	S 48. 5. 29

* 1 滞納者の使用料の未払月数 最大 2 1 箇月分～最小 1 4 箇月分

* 2 滞納者の未払の使用料の額 最大 1, 6 1 6, 2 9 0 円～最小 4 9 2, 7 5 4 円
(延滞金及び使用料相当損害金を含まない。)

2 市営住宅の明渡しを求める理由等

- ・ 使用料を 3 箇月分以上滞納し、かつ、市の納付指導にもかかわらず使用料を納付せず、明渡請求以外に滞納解消が図れないと判断されたため【家賃滞納者】

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後において、使用料滞納者にあつては、市営住宅明渡請求予告通知書を送付して使用料の納付を求め、それでも完納しない場合は、市営住宅明渡請求書により賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。

No.	予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	H30. 8. 16	H30. 9. 21	H30. 12. 21	H31. 3. 1
2	H30. 8. 16	H30. 12. 25	H31. 4. 12	H31. 3. 25
3	H30. 8. 16	H30. 12. 25	H31. 4. 12	H31. 3. 25

4 訴え提起件数 [参考]

平成 2 9 年度 2 7 件、平成 3 0 年度 2 0 件、令和元年度 0 件 (5 月末現在)

滞納による法的措置に係る手続きフロー

